

議案第9号

山都町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

山都町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年3月2日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が制定され、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について規定する条例附則第5条から第8条までが、条例附則第3条から第6条までに繰り上げられたことに伴い、山都町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

山都町後期高齢者医療に関する条例（平成20年山都町条例第3号）の一部
を次のように改正する。

第2条第8号中「第5条」を「第3条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山都町後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第3号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(町が処理する事務)</p> <p>第2条 町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 広域連合条例附則第5条の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>(9) (略)</p>	<p>(町が処理する事務)</p> <p>第2条 町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 広域連合条例附則第3条の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>(9) (略)</p>